

# 中国税政連

- 特別企画 政治連盟活性化に関する座談会 …… 2
- 後援議員による税務支援会場視察 ……15
- 後援会活動に関する意見交換会 ……16
- 税理士による後援会だより ……18
- 令和2年度与党税制改正大綱等建議項目等 ……19
- 税理士による国会議員等後援会一覧 ……21
- 中国税理士政治連盟役員名簿 ……22

**中国税理士政治連盟**

〒730-0036 広島市中区袋町4-15 TEL(082)246-0088 FAX(082)245-8377

E-mail:zeiseiren@chuzei.or.jp



discussion

特別企画 政治連盟活性化に関する座談会

# 税理士政治連盟と国会議員等後援会に 何を期待するか？

**進行（岡本広報委員長）**… 本日は特別企画として、三名の先生方をお招きして「税理士政治連盟と国会議員等後援会に何を期待するのか」というテーマで座談会を開催することになりました。皆さん確定申告中のお忙しいところをお集りいただきありがとうございます。是非、忌憚（きたん）のないご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

では井上幹事長から、ごあいさつをお願いします。

**井上幹事長**… まず、中国税理士政治連盟（以下「税政連」という。）の現状を報告させていただきます。

当連盟への入会率は他地域に比

べると高い状況を維持しています。月に一回新規登録者に入会を勧奨している証票交付式の結果を見ますと、残念ながら一〇〇%の入会率ではありません。皆さんそれぞれ個人の思いがあるということでは分かりますが、政治連盟の必要性というものを改めて理解してもらい必要があるなと思います。それをどうすればいいのかという点と、またそれは別に既に登録されて年数経過している会員の方たちの掘り起こしも必要かなと思います。

こういった問題をどうすればいいのかというの、今日の話の中で、出てくるのかなと期待しています。今後の税政連運営の参考に

もしたいと思います。ということですが、いろいろな意見を聞かせていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

**進行（岡本委員長）**… それでは本日お集まりいただきました三名の方に、簡単に結構ですので自己紹介をお願いします。

**K会員**… 広島西支部のKです。よろしくお願ひいたします。税理士になると同時に右も左も分からないまま、気付いたら税政連に入っていたという状態で、一応、後援会とかにも、ちょこちょこ顔は出させてはいただいております。ただ、あまり関わりは少ないのかなとは思っています。今日は

もしたいと思います。ということですが、いろいろな意見を聞かせていただければと思います。よろしくお願ひいたします。



岡本広報委員長



荒神後援会対策委員長



井上幹事長



ぜひよろしくお願ひします。

**Y会員**… 広島西支部のYです。私が登録したのはおよそ九年前の二〇一一年ですが、そのときに入会せず、現在に至っている状態なので、税政連歴はゼロということになっています。

**N会員**… 広島東支部のNです。今年から、税政連の広報委員をやっています。税政連自体は皆さ

んと同じように登録時に訳も分

らず入ったという感じですが。後援会には属していません。声が掛かれば入ろうかなという気はあるのですが、声が掛からないので現状入っておりません。本日はよろしくお願ひいたします。

**進行（岡本委員長）**… では早速、座談会を開催いたします。今日は形式張らずに忌憚のないご意見を

ただければと思います。

まず、皆さん中国税理士政治連盟規約をお読みになる機会がないと思ひますので、読んでみます。

正直、私も広報委員長になるまであまり読む機会がなかったのですが、第四条が目的で、第五条が事業になっています。

第四条「本連盟は中国会の方針に添い、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するため、必要な政治活動を行うことを目的とする。」

と書いてあります。ここでポイントなのは「中国会、中国税理士会の方針に添い」というところなのです。このあたりは、また後で

ぜひご意見をいただければ。つまり政治連盟というのは、あくまで中国税理士会の方針に添ったかたちで動くんだよ、それに添わない動きをしてはいけないということになりますね。それから、必要な政治活動ということなので、政治活動イコール政治力というか、税理士会としての政治力を発揮する場として組織されてきたと認識しています。

第五条は、具体的にどんなことをするんだらうかというのと、「前条の目的を達成するため、次の事業を行う。」

(一)「税理士及び納税者の政治意識並びに租税倫理の高揚を図るための政治活動」

(二)「政府、政党及び国会議員等に対する陳情・請願等の政治活動」

ということなので、税理士だけではなく、われわれが接するお客さん、つまり納税者に対して政治

意識、政治に参画意識を持つとか、正しく納税するという倫理的な部分も高めるための活動になる。併せて政党とか政治家とか政府に対して陳情・請願するという活動ですね。これが後援会活動であり、いろいろな会の活動になっております。

重近会長も常に言われていますが、決して選挙好きとか、政治活動屋さんみたいな人の集団ではないのだ。こういう目的を達成するために、われわれが活動しているのが政治連盟ということです。今日はまずそれをお話をしたうえで、皆様のご意見をお伺いしたいと考えております。荒神委員長、今回の座談会の目的についてお話を願ひします。

**進行（荒神後援会対策委員長）**… 後援会対策委員長の荒神と申します。前々から岡本委員長と後援会あるいは税政連への若い人の参加が少ないことがずっと気になっていて話をしています。後援会や税政連の課題について毎回三つの問題点が出てきます。一つは後援会活動の低下。二つ

意識、政治に参画意識を持つとか、正しく納税するという倫理的な部分も高めるための活動になる。併せて政党とか政治家とか政府に対して陳情・請願するという活動ですね。これが後援会活動であり、いろいろな会の活動になっております。

目は会員数の減少。三つ目が会員の高齢化。この三つは常に挙がってくるのです。それに対して有効な手段を取り入れているのかというと、なかなか有効な手段が見つからない。

今日はいろいろな意見を聞くことができると思います。K先生は最初から税政連に加入している、Y先生は登録時に加入してはなくて、それで降入会の機会がなかったと。N先生は、後援会への入会の勧誘がない、声が掛からないと。声が掛からないので動機付けできない先生がいらっしやる。一概に、政治嫌いとか政治離れとかという目で今の若い先生方を見る傾向がありますが、様々な理由があるんですね。

政治嫌いをどうにかならないものだろうかと思っている中で、ざつとばらんに皆さんの話を聞いてみたら何かの方向が出るのではないか、あるいはヒントがあるのではないかと、今回の座談会を企画しました。それを広報誌に載せていただいて、今こういう現状で、こういう意見がありましたか

あなたはどうか考えますか？と問題提起ができればいいと思います。広報を媒体として、こういう問題を幅広く会員に周知したいというのが大きな目的です。

政治嫌いとか政治離れというのは、もう税理士会の問題だけではなく国民全体の傾向なんですよ。衆議院・参議院の選挙を見ても十五〜十六年前は投票率が六五〜六六%、今回の参議院選挙は四〇%なんです。明らかに投票率が落ちてきている。投票年齢が十八歳以上になった選挙のときは五五%をオーバーしていたけど、今回は五〇%そこそこだったんです。「俺は関係ないよ」、「政治はあまり好きじゃないよ」「あれは好きな人間がやっているんだから」と大体こう言うんですね。そういう話を聞くと政治嫌いとは何なのだろうか。後援会に入るということは直接的・間接的に政治に携わることになる中で何を嫌っているんだろうかと思えます。声を掛けられるんだけど、政治は分らないから行かなかったとか、入ろうという積極的な意思はな

かったとかいう、この点なんですよ。

皆さんとお話しながら、問題点を掘り起こしてみたら面白いんじゃないのかなと思っています。よろしくお願いします。

一、「政治連盟や後援会にかかわっていますか」

進行(岡本委員長)・・・早速ですが、三人の皆さんにお伺いします。「政治連盟や後援会活動に関わっていますか」という質問です。N先生は広報委員会のメンバーであり、K先生は後援会に入られているとお聞きしましたが、K先生はいくつ後援会に入られていますか。

K会員・・・どこからが実際に入っているのかよく分からないのですが案内の通知があります。S議員と、H議員の後援会に顔をだしたことはあったかな。あとは昔、SH議員の後援会がありますね。進行(岡本委員長)・・・県知事の後援会がありますか？

K会員・・・県知事はないですね。

進行(岡本委員長)・・・入会しているかしていないか、よく分からないけれど、案内が来たら入会しているのかなと思うことですか。

K会員・・・その辺の線引きは、はつきり分からないというか。

進行(岡本委員長)・・・実際、定期大会とかには出られていますか？

K会員・・・出ています。というか、電話がかかってくるんです。

進行(岡本委員長)・・・それはS後援会ですか。

K会員・・・そうです。進行(岡本委員長)・・・実際、出られてみてどんな感じですか。政治家の受け入れが温かいとか冷たいとか、面白いか面白くないかありますか。

K会員・・・S議員が来られて直接話を聞くと面白かったりはするのですが、ただ正直なところ、皆さんいろいろな意見を言われても、それがなかなか結果に繋がってこないところはあるのかな。でも無いよりはあったほうがいいのかなと思います。

進行(岡本委員長)・・・満足され



ていますか？

**K会員**… 満足かどうかというところ、どうなのかなとは思いますが。

**進行 (岡本委員長)**… 会費を払ってでも行ってもよかったですかと思えますか？

**K会員**… そうですね。そういうお話を聞く機会がなかなかないので、まあまあ面白いですね。

**進行 (岡本委員長)**… 今度は、あまり関わられていないお二人にお聞きしますが、後援会からそういうご案内は届いていますか？

**Y会員**… そもそも税政連に入っていないので、後援会から案内はありません。税政連の機関誌は届きますけど、それ以上のものは多分来てないと思います。

こういう活動というか団体があることは、知っていましたけれど、そこから先に後援会があるというところは知りませんでした

**進行 (岡本委員長)**… 税理士会へ入会するときに税政連への入会を強く勧められませんでしたか？

**Y会員**… 何も記憶していませんけど、多分、強く勧められはしなかったと思います。

**進行 (岡本委員長)**… 最近、そんなに強く言われないんですね。

**Y会員**… そうですね。

**進行 (岡本委員長)**… 我々、税政連としては関心を持ってもらいたいという思いなのですが、政治色を持つということに抵抗はありますか？

**Y会員**… 政治色があるから多分入らなかったんだろうと思います。

**進行 (岡本委員長)**… そういうのは苦手ですか？

**Y会員**… そうですね。税理士会の支部とか青年税理士クラブとか、いろいろな活動に参加するようになって税政連という存在があることを知りました。イデオロギーとか関係なくて、政策を通すための団体なんだということを知りなりました。

**進行 (荒神委員長)**… 政治色が苦手といわれていますが、最初に何が駄目だと感じましたか？

**Y会員**… 例えば、S議員を応援するにしても、この政策はいいと思うけど、この政策は嫌だという

のがある。だけど、その後援会イコール、その議員さんがやっていることは全て推し進めているみたいなイメージがあって、一つでもそぐわないものがあつたら、もうやめておこうとなる。

**進行 (岡本委員長)**… N先生は税理士が政治色を持つということに関してどう思われますか？

**N会員**… 私は持ってもいいと思います。思想の自由で人それぞれ意見があつていいと思うので、あまりに政治色を持つのは駄目というのはいかがかと。私自身はもっと

関わりを持つていくべきだと思います。

**進行 (荒神委員長)**… 政治色を持つといたら非常にイデオロギー的な側面が強く、例えば右派とか左派とか、そういう政治色をいうのか、そうではないのか。最初に岡本委員長が言われた政治連盟の目的から見れば、決してそういうことを言っていないですよ。

例えば今の政策に関して言えば、モラルから反するような方法を取つても、目的が正しいければ、やり方も正しいのだというのが頭

にあつて、そういう政治運動の渦に入りたくないよね。こういうところがみんなが嫌っている政治色なのかなと思います。もしそうならば、後援会にしても、税政連にしても、そういう団体ではないんだ、そういう方向を目指しているんじゃないんだということを理解してもらえれば、少なくともみんなが嫌がる政治色を破れるんじゃないかという気がします。こういう考え方についてはどう思われますか？

決してイデオロギーの選択ではなく、私たちは政策が決定される過程で政治にかかわつて活動をしているだけなんですけど、何かその辺が違う意味で捉えられて、「政治活動」、「政治」、嫌だねということになってくるのかなと思います。どう思われますか？

**Y会員**… 中身を考える前に語感から来る、面倒くさそうというところはあると思います。

**進行 (岡本委員長)**… 確かにイデオロギーとなると重たい感じはするのですが、わかれわれは中小企業とか中堅企業のために



ういう感じですか。

**進行（荒神委員長）**… その距離感って何だと思えますか？ 逆に何に魅力がないんでしょうか？

正直、やはり遠い人というか、話をしてもなかなか通じないというのを行くほどに感じますね。

それは会話がなからですか。

**K 会員**… いや、会話はあります。その場では、「ああ、そうだね」と話はするんですけど、ただ、一人の議員さんは「そうだね」って思っている、なかなか全体に反映していかないじゃないですか。だから結局、一個人の議員さんと話をしても同じなのかなと思ってしまう。

**進行（荒神委員長）**… そういう交流があっても、それ以上に議員さんと後援会との距離が縮まらない。だから次に案内が来てもその距離感を保ったままなんです。

**K 会員**… そうですね。また行って話をしても、世間話程度で終わるのかなという感じですか。

**進行（岡本委員長）**… 後援会のメンバーはわりと年配の方が多いですが、仮に若い人だけ集めて、

政治家とお話をする場を設けたらどうですか？

**K 会員**… 多分、同じ気がします。

**進行（岡本委員長）**… Y 先生はどうですか？

**Y 会員**… 直接、話を聞いてみたいというのはあります。

**進行（岡本委員長）**… どういうことを聞いてみたいですか？

**Y 会員**… 例えば街頭演説とかではなかなか聞けないようなコアな話とか、込み入った話を直接やりとりできるというのは、直接会う魅力の一つなのかなとは思っています。

**進行（岡本委員長）**… N 先生はどうですか？

**N 会員**… 家庭的なことですけど、私は兄が県会議員なので、政治家は身近なんです。政治家の一日の動きも分かるのですが、やはり年齢が高い人ほど一生懸命応援していただけです。それに対して議員は地域のために働きますから、僕ら税理士も全力で国会議員を応援するべきだと思います。全力で応援しない限り、相手はこちらが言っていることは聞かないですから。「ああ、あんたね」みた

いな感じになりますから、僕ももっと応援していくべきだと思います。

もっと踏み込んで言えば、税理士の国会議員を擁立すべきだと思います。ただ、それが、先ほどおっしゃったような右派とか左派とかイデオロギーの問題があつてなかなか難しいのは分かるのですが。

**進行（岡本委員長）**… 幹事長にお伺いしますが、過去に税政連が税理士を政治家にするというような、動きはあつたんでしょうか？

**井上幹事長**… いや、中国地区ではないでしょう。もちろん税理士が議員の方というのはいらつしゃいますけれど。それはそれで後援会は出来ていると思います。ただ、この組織で、われわれを代表する議員を出していこうというのは、おそらくこれまでではなかったと思います。

**N 会員**… それは、何か壁があるのですか？

**井上幹事長**… 特に壁はないと思います。確かに、自分たちの代表であれば、より身近に感じるとい

政策を通すというのが大事だと思つています。政治家の方と話してみたいとか、普段何をされているのか聞いてみたいとか、そういうのはありますか？

**進行（荒神委員長）**… 言いたいのは、後援会に対する先生の距離感じゃないかと思えます。話したいという積極的な距離感を持つているんだけど、総会の案内が届いたら、これは彼から私にきているから出席しないといけないのかな、そういう感じですか。

**K 会員**… どっちかというと、そ



うのはあるかも分かりませんけれど、支障があつてできなかったとか取り組まなかったと言うわけではないと思います。

**N会員**… 例えば中国政治連盟公認とか推薦というかたちで推すことによつて、これだけの会員数が出て、これだけの票が集まりますよ、というようなプレッシャーを与えることはできると思います。それも、今までやったことがないということですね。

**井上幹事長**… いわゆる日税政とか、誰々を後援するというのがあります。逆に言えば、県のほうから、この人を推薦したいというかたちで上がつてきて、それが日税政に上がっていく。

**N会員**… あるのですね。

**進行(荒神委員長)**… 推薦はしますし推薦状も渡しています。

**井上幹事長**… ただ、選挙のときに税政連がどこまでどういう型で応援しているかというところはあります。先生がおっしゃったように、この人がこまめやってくれるのなら、この人のためにやろうという、そういう話があつ

たと思います。ただ、地域で違ふと思いますが、選挙のときにそこまであるかといつたら、私の感覚で言うとうないですね。

端的にそれが分かるのが、残念ながら総会とかみても盛り上がりがないというところはありますね。われわれがこれだけの人数で、その人を推しているのだよというようなプレッシャーが無いというか。

そうすると、議員の人たちもあまりこつちを見てくれない。そういう意味で言えば、中途半端かなと思う。

政治に対する好き嫌いはあると思いますが、そこは、われわれの要望を実現するために必要なことなのでご理解いただきたい。

**N会員**… 例えば看護師とか医師会とかは議員を立てているじゃないですか。ああいう感じの税理士版をイメージしているんですけど。税理士というのは、社長さんや派生する従業員さんとも繋がっているということを見ると、票的にはかなり持っていると思いますよ。かなりパワーがある。

それが組織的な動きになつていない。なぜそれをしないのか、私は残念な気がしているのです。

**進行(岡本委員長)**… 私の感覚で言うと税理士の政治連盟は非常にソフトな団体なんです。先生が言われるのは、なぜ熱くならないのかという部分だと思いますが、おそらく医師会とかと違うのは、彼らは報酬改定とか、自分たちの収入に直結する。政治的な圧力をかけるといのが彼らのプレッスなので、熱くならざるを得ないというのがあります。

ただ、税理士会というのは、税理士法の改正を通すというのも、もちろんありますが、税制改正の建議の大きな部分というのは、ほとんど税理士個人は関係なく、われわれのクライアントである中小企業の納税者のためにやるのが多いから、私は、まずそこがソフトな団体になる要因の一つだと思つています。そういう団体は、他にほとんどないと思いますよ。直接自分たちの為じゃなく、自分たちのお客さんの利益になるような要望ばかりしているわけですよ。

自分たちの要望つて、ほとんど税理士法の改正ぐらいしかないのですよね。

**進行(荒神委員長)**… 選挙の時に、後援会長と幹事長あたりは一生懸命活動すると思えますけれど、そこにあとの人がついてこない。まさに後援会活動が活発にならないのはそこですね。後援会活動を活発にするには総会に出席したり、選挙の前に電話番号に行ったり、積極的にそこに携わつていく。それが後援会の活性化につながるんだと思うんですけど、そこまで一歩踏み切らない。ここが、熱くならない現象かなと思います。

後援会活動、それが大きいことじゃないですか。

問題点はあると思います。そういう問題、ご指摘のとおりだと思います。さらに突つ込めば、後援会、そうしようよといったときに、動くエネルギーは何だと思えますか？  
**N会員**… つながりですかね。例えば自分たちが生活できるようにするために共通的があれば。医師会とかだったら分かりや

すいですけれど、それがいいからなかなか難しいですよ。

## 二、「後援会について」

**進行（荒神委員長）**… 現実には直接的なことがないですからね。

**進行（岡本委員長）**… Y先生にお聞きしたいんですが、もし、こんな後援会だったら入ってもいいかなとかってありますか。

**Y会員**… そもそも後援会に入る理由って、自分たちの要望を通してもらおうというのが第一義的にあると思いますけれど、建議書を見るとほとんど同じ要望が例年挙がっているんじゃないかなと思います。つまり希望がとおっていないということなので、後援会に入っても入らなくても、通らないんだったら入らなくていいじゃないかということに繋がっていると思います。

**進行（岡本委員長）**… その点について幹事長どうですか。

**井上幹事長**… そこは、残念ながらあります。

**進行（岡本委員長）**… 私の意見

はちよつと違って。災害税制、あれは税理士会の要望どおり入ったのですよ。私は、そう認識しています。後は、役員給与の損金算入ですね。税理士会が強く推したのが入ったのです。

災害税制はM議員が税調会長のときに入れられたんです。そういう意味では、福山の後援会の方の力というのが相当あったと私は認識しています。違いますかね。間違っていますか？

**井上幹事長**… それは分からない。

**進行（岡本委員長）**… ほかも災害税制を推していたかもしれないですね。いろいろな団体が推しますね。

**進行（荒神委員長）**… 私達も、それが明確に答えられないということは、日税政あるいは日税連の活動がどういう成果を生んだのか見えてない。やつても結局はどうにもならないのかという無力感みたいなのが、遠ざける要因ですよ。

だから、これだけやっている中で、一つでも改正案が通れば力になる。私達自身も、日税政の人達

も、会員へ成果をきつちりPRすることが必要ですね。何かのかたちではPRしていると思いますよ。日税政の新聞とか毎回読んでいたら何か出てくると思いますけれど、なかなか読む機会がないから、もう少し成果をPRするべきなのかなと思います。

**Y会員**… 過去に税政連を通してこれだけ実現してきましたという成果が分かかって加入者が増えれば、よりインパクトを残せる団体となるので、ぜひ未加入の人は入ってください。未加入の僕が言うのも変ですけど。

**K会員**… そもそも最初に入っていないとそれ以降に入る機会がないんじゃないですか。

**Y会員**… そうですね。

**K会員**… 組合でも入っていない人に対してこんなことしてきますから、是非入ってくださいとPRをしたりするけど、税政連はそういうのが全くないですよ。例えばこういう要望が通りましたとか会員に発表する場もなければ、ましてや新聞を送ってきて、ひどい人は袋から出さずにそのまま捨て

る人もいるぐらいなので、なかなか見ないと思いますよ。「こういう活動をしている団体があります。ぜひご入会ください。」という機会すらないので、政治好き嫌いうんぬんの前に、最初のときに入り逃したら、ずっとそのままというのもあるんじゃないですかね。

**進行（荒神委員長）**… 置き去りになったみたいで、そこへどう接触していいのかわからないと。  
**K会員**… そうですね。だからN先生みたいに後援会への誘いがあれば入りたいと思っても、そういうのもないし。

**進行（岡本委員長）**… だから一回、入り口で名前が載らないとそれっきり。

**井上幹事長**… 確かに、会員の方に対して税政連や後援会への加入について話をする機会がないですね。そこは確かに反省するところですよ。

自分が税政連の幹事長をしている時、税政連には加入しているけど後援会へは加入していないという会員さんがいらつしやった。たまたま自分が支部の世話係をして



いて、私に声が掛かってきたので後援会から連絡させますとお伝えしました。そうしたら、その人は次の総会から出席されていましたからね。

そんな風に会員の方から声がかかれればいいですけど、そうじゃなければ、やはり後援会の側から声を掛けていかないと。おそらく声が掛からないというのは、そもそも後援会が全然そういう活動をしていないから、声が掛からないという話になってしまっている感じですね。

それは後援会の会長・幹事長の責任でもありますが、会員みんながアンテナを張って動く必要がある。それが結局、数につながって、力になって、税理士会の存在を意識させる。

**進行（岡本委員長）**… K先生にお聞きしたいのですが、どんな後援会だったら参加意欲がでますか？こういう企画があったら行きたいとか、同僚の税理士に良かったよって言えるような感じとかがあれば。

こういうのがあったらというの

は特にはないですか。

**進行（荒神委員長）**… 今までの後援会の概念は全部捨てて、こういうかたちの運動だったら参加してみたいねとか。あまりにも今は組織が恒常化していて、上の役員との距離がないようであるとなると、例えば若い人を会長・幹事長にしたら後援会の考え方が違ってくるんじゃないかとか、そういうのは考えたことないですか。

**K会員**… そこまでは考えたことがないですね。

**進行（岡本委員長）**… N先生はどうですか。まだ入会されたことがないけれど、こういうのがあったらいいなというのはありますか。

**N会員**… 本気で、その政治家を応援する後援会だったら、僕は入りたいと思いますね。行っても行かなくても別にいいじゃんという後援会には、少なくとも行かないと思いますね。付き合いで入るとしてもですよ。

**進行（岡本委員長）**… 本気でその政治家を応援する。

**進行（荒神委員長）**… 本気でその政治家を応援するというのは、

具体的に何をもって本気で応援するとN先生は考えられますか？

**N会員**… その政治家と深く接し、尊敬し、この人のために尽くしてあげようというところまでの会であれば本気で応援しようと思います。そこまでいくのは難しいと思いますけれど。今は中途半端だから、僕が行って投票しなくても、どうせこの先生は当選しますよねという感じだと、それはおそらく生まれないんじゃないですかね。

**Y会員**… 後援会にそれを求めるよりも、N先生が後援会入って率先してやったら、ついてくるんじゃないですか。

**進行（荒神委員長）**… すごいですね。今、気が付いたんだけど、やはり熱い人がいれば、多少状況は変わるのかなど。N先生が、この先生となら気が合いそうだと思うたら、そこでバーンと情熱を燃やせば、周りにいる人も変わってくるんですよ。期待するだけでは、状況は動かないのじゃないかな。

状況は自分で変えるほかないよ



うな気がしますよね。そういう思いのある方が入って活動していれば、N先生はすごいな、非常に生き生きして面白く動いているからね、俺も一緒に動いてみようかなということになる。その連鎖反応ですね。

そういう人に会長や幹事長になってもらいたいと思います。

**井上幹事長**… よろしかったら来てください。

**進行（荒神委員長）**… N先生の陣営にどんどん行くよ。

**N会員**… どういう後援会なら行

くかという話なんです、そもそも後援会って、どういう活動をしているんでしょうか？

**進行（荒神委員長）**… 定期大会開催や政権の報告会とか。

**Y会員**… 定期大会の開催は年に一回ですか？ それ以外にも定期的に実施されていることはありますか？

**進行（荒神委員長）**… 国政報告会とかがあります。

**N会員**… 会費はいりますか？

**進行（荒神委員長）**… 各後援会によって必要な場合と、そうでない場合があります。

**進行（岡本委員長）**… あと、後援会長と幹部の先生方が東京まで行って、国会議員の先生に税制改正を要望するなどといった活動をしています。

**井上幹事長**… そのほかにユニークだなと思うのは、呉のT議員の後援会は、二年に一回か三年に一回、後援会の方が国会見学に行かれています。他には福山のK議員の後援会は、国政報告会などを年三〜四回ぐらいやっていらっしやる。後援会によって活動は違いま

すね。

**N会員**… 先生がおっしゃられたK議員の後援会はおそらく飲み会なども頻繁にやられているんでしょうから、そういう場で話ができるのであれば参加してみようかなと思います。若手議員で広島で成功モデルをつくれれば一番いいですけれど。

**K会員**… 確かに。世代の近い議員さんだったら、私達若い人が行っても話もしやすいのかなとは思っています。

**進行（岡本委員長）**… K議員の飲み会を行ったことないんですが、議員本人から税理士会員の顧客企業に行かせて欲しいという要望があったと聞いています。企業側の話が聞きたいということで、税理士と一緒に何十社も回られたらしいですよ。そういう面では、N先生が言われている熱い後援会になっていて、あの後援会は非常に団結力があるというか盛り上がっています。

**井上幹事長**… それこそ一緒にやるうという気になるのかなと思いますね。

**進行（岡本委員長）**… そういうところは、若い政治家を税理士会が育てようという機運があるのかなと思いますね。

### 三、「税制改正について」

**進行（岡本委員長）**… 続いて、今日、私が一番関心が高かった税制改正の話なのですが。特に若い先生方が税制改正について、税理士がどう関わるのか、関わりたいのか、もしくは、もう諦めているのか、ということについて、ご意見をいただきたいと思っています。

重近会長がよく言われているのは、われわれは中小企業の社長さんと身近に接しているので現実の切実な声を聞くことができる。その声を議員さんに伝えるべきじゃないか、それも重要な責任なんではないかと言われています。その中で皆さんがどう税制改正について関われるかということについて、率直な意見を伺いたいと思います。

**Y会員**… 先ほども触れたんですが、税制改正の案は出すけれど、

なかなか通っていない。でもやはり税理士としては、こう変えていったらどうかという声を議員さんに届けるという役割は、非常に重要だと思っています。ただ、なかなか一〇〇パーセント実現しないこともあるでしょうが、それでも関わり続けていく必要はあると思います。その声を届けるという役割を担うべきなのかなと思います。

**進行（岡本委員長）**… でも、なかなか意見が通らないという印象ですかね。

**井上幹事長**… そうですね。直近で言えば軽減税率。

**K会員**… 私も最初から言っていますが、なかなか通らない。言うことは必要なことだとは思いますが、けれど、正直、言ってしまうと、という気はしています。無駄とまでは言いませんが、先ほどの建書の話でもそうですし、あまり言う意味がないのかなと。

**N会員**… 私も、税務署の連絡協議会とかに行っても、上に聞いてみますという回答がほとんどなので、有効的に上部を攻めないと駄目だなというのは、すごく感じま





すね。権限を持っている政治家とか役所に顔が利く人に、有効的にもっと言っていたら良かったいなと思うのがありますね。

**進行（岡本委員長）**… 逆に、仮に結果が出なくても、政策と立法の過程において、政治家が非常に重要な部分を占めているからそのプロセスについて深く知りたいと思いますか？

**N 会員**… 深く知りたいですけれど、教えていただけるんですか？  
**進行（荒神委員長）**… 税政連も、

政策の決定過程については総会前の研修で一〜二回、やったことがあるんですよ。どういうプロセスで政策審議会を通じて、いつこれをこちらから提案すれば一番タイミングがいいのかと言うスケジュールとか、そういうことまで勉強しようとしたんですが、なかなかそれに出席される人がいない。会報のコラム欄に掲載したこともありましたね。それが、ある程度のPRなんです。しているつもりなんですよ。でも、なかなかそれが行き渡っていないというのが事実なんです。

政策の内容についての決定ではなく、手続きの提示ですよ。どういうかたちで案が上程されるのか、あるいはされないのかという。インナーの問題も出てくる。力関係の問題も出てくるんですけど手続きについてはそういうかたちで一応アピールはしているんです。

**井上幹事長**… 先生が言われるのは、二つあると思いますね。ある税法に関して、これがどういう流れで法律化していったのかという

ことと、もう一つは、われわれの意見を通すためには、どこで言えいいのか、誰に言えばいいのかということですね。

だから、そう言うことをわれわれ税政連としてもきちんと言わなければならない。全ての議員の方が、法律の決定過程や制定過程に詳しい訳じゃないと思います。

もうひとつ、軽減税率の話がありましたけれど、これはもう政治決着という話ですよ。正しいと思っても結果、通らないことはありますよね。それは確かに歯がゆいというか。党としてやりますからね。

**進行（荒神委員長）**… 今の複数税率でいうと、日税政としても、最後の最後まで単一税率の帳簿方式は、通るよという話だったんです。でも最後の政治決着のところバツと足をすくわれた。そうするとK先生の言われるように、もう合意後だから言っても仕方ない。これは政治嫌いと言われる原因の一つで、「もうええよ、これだけやったのに」ということになる。

**K 会員**… 結局、一個人の先生に言つて、「ああ、そうだね」って言われても、結局はそういうところでダメになる。

**進行（岡本委員長）**… 逆に、そういうのが垣間見えるのも後援会ですね。表には出ないけど、後援会ではそういう本音が出たりするのも勉強になるといえるか、大変なんだと思いますね。

**進行（荒神委員長）**… それでもやらなきゃいけないと思う。でも、無気力になって、後援会はもういいやと、活動しなくなると、完全に物事が動かなくなるんです。そう言うことも乗り越えながらやるほかにないと思いますね。

**井上幹事長**… だから最初に話がありましたように、あくまでも中国会の方針に沿うということは、結局、日税連の方針ですよ。日税連の会長が新年のあいさつに書かれています。税理士は法律家ですから、税法として決まったことはそれは粛々として適正な申告をしないといけない。その中で疑問点があれば改善に向けて活動していく必要がある。そういう意味



で日税連も、おそらく次の税制改正も三つぐらい重要項目が出てきます。その中には再び単一税率に戻すというか、軽減税率反対というのが、また出てくると思います。そういう意味で、すぐくジレンマはありますね。

**N会員**… 私達からすると、百要望して百通してくれとは思わないんですけど、五十一ぐらいは通って欲しいという気はします。もう少しアピールの仕方があるんじゃないかなと。

**進行 (岡本委員長)**… 例えば建議書を議員の方に渡すのも、今はどちらかというところセレモニー的になっている。M議員みたいにプロ中のプロで、本当に一生をかけてやられている方もいれば、実は防衛が専門ですとか、教育が専門ですという方もいる。その場合に、どちらかというところ後援会がレクチャーしてあげることが必要なんじゃないかという話も出ていますよね。ちよつとおこがましいんですけど、そういう場面も必要だと思えますよね。それも、やはり後援会の活動なのかなと思います。

その中で、建議書を通して政治家とデイスカッションしている後援会というのはあるんでしょうか。あまり見たことがない。

**進行 (荒神委員長)**… 私も聞いたことがないですね。

**井上幹事長**… 中国地区では、なかなかそういう話は聞きませんね。

**進行 (岡本委員長)**… もっとそういう機会があつてしかるべきだと思いますね。

**進行 (荒神委員長)**… そういう面から言えば、後援会のあり方と

いうのは国会議員からの一方通行ではなく、重要建議項目と一緒に勉強しましょう、とこちらからの提案も必要でなないかと思えます。推薦の基準は当然ながら、税に理解がある議員を選ぶことになりすから、税を理解してもらわないと。

いずれ、その先生が政策決定に携わられることがあるかもしれないから、それは常にこちらから発信しておかないと。

私たちが諦めたら、完全にそこでストップしてしまうので。その辺の後援会のあり方は、ここにおられる若い先生方がそれを提案していただければ。そうすれば年配の役員も「そういう考えがあるのか」と思うかもしれない。しないのではなく、気が付かないんだと思う。今までのスケジュールどおりでやってきて、これをこなすだけで精いっぱいになっているのでそれに気が付かない場合もあると思います。若い方がどしどし活性化させていただきたい。先生も一緒に集まって勉強を教えようよ、教えてくださいますよと、地味な運動

になりますけど、そういうところが一つの突破口になるかも知れない。だから私達は若い人がどうなっているか気になる点です。

無力感にさいなまれている。決して政治が嫌いじゃないんだけれども、現状を見れば、加わるような対象者がなかなか見つからないのであれば、まだ希望が持てるなと。何か運動を仕掛けていかないと、なかなか改善できないなと思います。

**N会員**… K先生は青税の会長をされていますけれど、会合の席では税政連の話はほぼされませんから。

**進行 (荒神委員長)**… やはり政治の話だから、その場でいいのかどうかの判断に迷うところがありますか。

**N会員**… そうですね、イデオロギー的な話ですから。

**進行 (荒神委員長)**… そこを私達もぶち破らないといけない。座談会の最後にその辺をもう一度整理していかないと。最初に広報委員長が言われたのが、私は突破口だと思えますね。

井上幹事長… こういう話をしていいのかなと言われますが、われわれが関わっている税法の話ですから。税法のここがおかしいなどというのは、みんな思っていますよね。それを変えるためには法律を変えないといけないわけだけど、その辺がうまくいっていない。なんとかできないかなと思いますけれどね。

#### 四、「機関連誌を読んでいますか」

進行（岡本委員長）… 次のテーマにいかせていただきます。日税連、中国会、税政連がそれぞれ機関連誌を発行していますが、皆さん、どの程度読まれていますか？  
Y会員… ほぼ見ていません。  
進行（岡本委員長）… K先生はどうですか？  
K会員… 見ていないですね。

N会員… 私は比較的、何々後援会みたいな記事は読みます。でも、文字を読むというのはしないですね。

進行（岡本委員長）… そうですね。タイトルを見るくらいいで

すか？

N会員… ええ。

進行（岡本委員長）… 皆さん、あまり読まれていないということですが、逆にどのようなものだったら読んでみようかなと思われませんか。こういう記事があったら目を通してみたいとか。

Y会員… それでも読まないかも。

K会員… 中身の問題でもない気がします。

進行（岡本委員長）… 企画の問題ですか。

K会員… こういう記事があったら開くかって言われたら…。

進行（岡本委員長）… なかなかね。広報委員会に属されているN先生でもパラパラなので。

N会員… 私は作成している側なので客観的な判断ができない。ただ広報に携わる前は見ていなかったですね。

K会員… 自分がしないと見ないですよ。

進行（岡本委員長）… 最後の質問になります。今回の座談会を通じてどのように思われましたか？参加前と比べて考えが少し変

わったとか、全然変わらないとか。Y先生どうですか？

Y会員… 税政連があつて、さらにそこから先に各後援会があるというのは今日初めて知りました。

なので、税政連だけ入る人、さらに応援したい議員があれば後援会に入る人、いろいろな選択肢があるの、まずは入ってもいいかなとは思いました。

進行（岡本委員長）… ちよつと

興味を持ったということですか？  
Y会員… そうですね。

進行（岡本委員長）… それは今回座談会をやつてよかつた。ありがとうございます。K先生はどうですか？

K会員… 基本的には、そんなに変わりません。もともと自分は税政連に入っているし、そこそこの後援会等にも出させていた。だったので、大体の流れはわかっていたので、やはり、みんな意見は通らないと思つているんだな

というの、最初にもあつて。でも最初と言われたように、毎回同じ意見でも言い続けることは必要なんだ。協議会等では出さないと、もうそれは

いらないのかと言う感じになつてしまうので、出すことは必要なんだとは思いますが。でも、通らないというところで、考え方にはそんなに変化はありません。

進行（岡本委員長）… ありがとうございます。N先生はどうですか？

N会員… 私は、まずどこかの後援会に入つてみようかなと思つました。

進行（岡本委員長）… ありがとうございます。時間の関係もありますので、荒神委員長までお願いいたします。

進行（荒神委員長）… 今回、みなさんご意見をお伺いして、政治に関心がないというよりは、関心があるんだけど、どのように入っていくのか分からないというところからすると、少し私どもの情報不足、情報提供の仕方にも問題があるかもしれないと思つました。

こういう運動をして、こういう改正案を勝ち取つたという成果を一つでも二つでも大きく表に出していくことも必要であろうと思



ました。無力感があるというのは否めないことですが、それでも前に進んでいるという報告ができれば、それが一つの力になるのかなと思います。

あとは、後援会のあり方に関してですが、今後ますます後援会にどのように携わるのかというのが重要だなと思いました。入会している方、あるいは今から入会しようかなという若い会員の方は、自分がやりたいということ、まず自分がやっていくことを提案をしていくといいですね。待つていたら、状況は変わらないのではないかなと思います。これはN先生が言われたように、熱い気持ちでやっていかないと。後援会に入って活動が面白いと感じられるようにになれば何か生まれるのかなと感じました。

最後になりますけれども、政治色があるから政治が嫌いと言う人がいると言う捉え方をしていますが、税政連は税理士会の目的と事業の実現のための政治活動であるということ、今一度ご理解いただきたいと思います。

私達は何をもって政治活動をしているのかというのが、はつきり第四条と第五条に明記されていません。私達が政策決定の過程にどのように携わっていくのか、議員の方に動いていただくのか。

それは何かというと、第四條目的の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための税理士制度および租税制度ならびに税務行政を確立するために必要な政治活動を行うこと。そこを見誤ることがなければ私達はイデオロギー的な活動をしているのではなく、目的を達成するために、税政連があるんだというところを押さえていただければ、多少なりとも、その辺の誤解が解けるのではないのかと思っただ次第です。

今日は出席されている方が非常に意識の高い方々ばかりでしたので、他の方のご意見も聞きたかったですね。でも、お三方のお話を聞きながら、みなさん税法について何かしなきゃいけないという気持ちの焦りといいますか、要望は持つていらっしやるんだと思いました。

政治離れといいますけれども、単純に嫌だからではなく、やはり身の置き所がないんで政治離れせざるを得ないという感じを受けました。今回の座談会を契機として税政連と後援会の活動を今一度確認してご入会いただき、皆さんが次の世代を担っていただければ活動も活発化するのではないのかと思います。こちらも非常に勉強になる有意義な座談会でした。

**進行（岡本委員長）**… 以上で座談会を終了いたします。本日はお忙しいところありがとうございました。



# 後援議員による税務支援会場視察

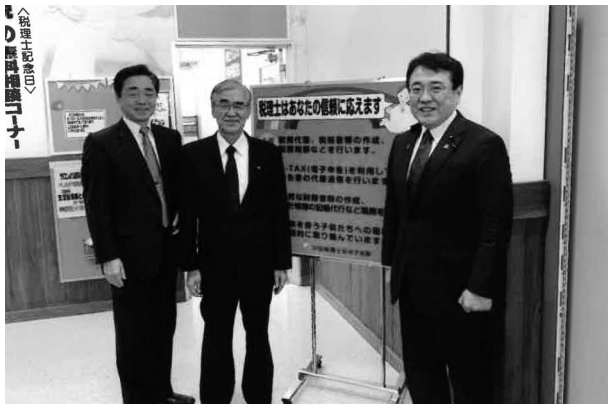
## 赤沢りょうせい後援会

中国税理士会米子支部では令和二年二月十六日（日）、米子会場（米子コンベンションセンター）と境港会場（プラント5）の二会場において税理士記念日の無料相

談会を開催、例年にも増して多くの相談者が来場されました。

赤沢りょうせい議員はMBA資格を持つ経済通として知られ、税理士制度に深い理解を頂いています。精力的に相次いで両会場を訪問され、力強い激励を頂きました。

後援会長 松本 正福



△税理士記念日  
D 無料相談コーナー

## 佐藤公治後援会

令和二年二月二十三日（日）、フジグラン三原店二階特設会場において中国税理士会三原支部主催による確定申告相談会を開催致しました。午後三時に佐藤公治議員が相談会場の状況視察と担当税理士への激励のために会場を訪問し

ただきました。従事している五名の担当者から説明を熱心に聞いておられました。

後援会長 岡村三千男



## 伊木たかし後援会

令和二年二月十六日（日）十時から、米子コンベンションセンターで「税理士記念日無料相談会」が開催された。伊木隆司米子市長には、オープンと同時に視察にお越しいただいた。

大勢の相談者が順番を待つている様子に、少し驚かれていたが、ご自身も税理士として無料相談会のご経験があるので、担当税理士の労をねぎらっておられた。

後援会長 中村 剛士



## 後援会活動に関する意見交換会を開催

令和二年一月十四日（火）中国税理士会館にて、後援会活動に関する意見交換会が開催された。

開会にあたり重近会長から、「税政連の活動は後援議員と厚い信頼関係にある後援会の存在が基盤になっている。このたび後援会役員の皆様にお集まりいただき、様々なご意見ご要望を頂くとともに、中税政と後援会で税政連活動の目的と課題を共有する場としたい。」と挨拶の後、井上幹事長から現在までの活動状況、加入率の推移等について説明があった。

続いて森末後援会対策委員の司会により意見交換会に移った。荒神後援会対策委員長からインドロダクションとして、現在全国

の後援会が有している三つの大きな課題 ①活動の低下 ②会員数の減少 ③高齢化 について具体的事例を示し説明があった。このうち「①活動の低下」の現状を如実に表すものとして、本連盟地域内にある三十の後援会のうち平成三十年度に定期総会が開催されなかった後援会が十一団体に及んでいることが挙げられた。本連盟では総理大臣をはじめ政府・与党で要職にある議員が多く、帰省が叶わなかったことも理由の一つであるが、後援会組織の新陳代謝が停滞し活動できる会員が減少していることも考えられると説明があった。

そして各後援会の役員から現状報告と活性化について、要約すると次の意見が出された。







- ・役員も若手を中心に構成し、活性化を図っている。
- ・支部の新入会員に選挙区の後援会への入会を勧奨している。
- ・総会以外に年に一回程度の国政報告会を開催している。
- ・会員の関与先に議員を連れて行き、中小企業の生の意見を届けている。
- ・地理的に近い後援会が合同で総会を開催し、意思疎通と親睦を図っている。
- ・四年前の参議院選挙区の合区導入により、両県で協力体制が整った。

また一方で、税政連活動に理解は示すが年会費について難色を示すケースや、後援会設立時の参加人数が総会開催時には半分になるといった課題を抱える意見もあった。

最後に荒神委員長から、これまで地元の支部長が新規登録者に対し税政連活動を説明し理解を求めた機会が、平成二十六年開始の税理士証票交付式により失われた。加入率が全国一位の本連盟においても微減傾向にあることを裏返せば、後援会への新規入会者も同様の状況と推測される。税政連は税理士会の方針に添い、税理士法の改正や毎年の税制改正要望の実現という大きな課題を税理士会に代わって活動する機関であり、そのためには管内地域にある支部の役割が重要ということがあらためて浮き彫りになった。今後も本連盟の施策に協力を願い、支部との接点を広めていただきたい」とまとめ意見交換会を終了した。



## 税理士による後援会だより

## 税理士による後援会だより

**税理士による赤沢りょうせい後援会  
 税理士によるまいたち昇治後援会**
**合同定期総会開催報告**

税理士による赤沢りょうせい後援会（衆議院鳥取二区）並びに税理士によるまいたち昇治後援会（参議院鳥取島根選挙区）の合同定期総会を四月四日（土）、伊木隆司米子市長並びに中尾修次郎鳥取県税政連会長を来賓としてお迎えし、米子ワシントンホテルプラザにおいて開催いたしました。

新型コロナウイルスが猛威を振るう中、計画はしたものの開催が可能か否か迷いましたが、慎重のうえにも慎重を期して、物々しい雰囲気の中での開催となりました。

（密集、密接、密閉を避ける、懇親会は取りやめる、食事はお弁当で、配席は各テーブル毎に一名のみの着席としソーシャルディスタンスの厳守、消毒液の準備、マスク着用等々考えられるさまざまな工夫を行った）

我々のクライアントである中小零細企業を取り巻く環境は厳しく、昨年十月の消費増税による消費税落ち込みに加え、今回のコロナウイルスの影響で嘗て経験したことのない苦境に立たされています。

赤沢議員、舞立議員ともいかに

コロナを押しえ込むか、地域経済をいかに再生させるか、現在なすべきこと等について熱く語られ、有意義な合同定期総会となりました。

赤沢りょうせい後援会

会長 松本 正福



## 令和2年度与党税制改正大綱等に取り上げられた建議項目等

| 建議項目                                       |                                  | 分類     |
|--|----------------------------------|--------|
| <b>■重要建議項目</b>                             |                                  |        |
| 1. 消費税における単一税率及び請求書等保存方式の維持                |                                  |        |
| (1) 単一税率の維持（軽減税率制度の廃止）                     |                                  |        |
| (2) 請求書等保存方式の維持（適格請求書等保存方式の見直し）            |                                  |        |
| 2. 基礎的な人的控除のあり方と所得計算上の控除から基礎控除へのシフト        |                                  |        |
| (1) 基礎的な人的控除のあり方の見直し                       |                                  | △      |
| (2) 所得計算上の控除から基礎控除へのシフト                    |                                  | △      |
| 3. 「災害損失控除」創設と災害等による相続時精算課税適用財産の価値下落時の救済措置 |                                  |        |
| (1) 「災害損失控除」の創設                            |                                  |        |
| (2) 相続時精算課税における受贈財産が災害等により損失を受けた場合の救済措置    |                                  |        |
| <b>■基本的な考え方</b>                            |                                  |        |
| 【所得税】 所得控除の見直し、公的年金等課税のあり方 等               |                                  | △      |
| 【中小法人税制】 小規模企業等に係る税制 等                     |                                  | △      |
| 【法人税】 内部留保への課税ではなく政策税制の充実、租税特別措置の整理 等      |                                  | ○      |
| 【消費税】 基準期間制度の廃止と申告不要制度の創設 等                |                                  |        |
| 【相続税・贈与税】 高齢世帯から若年世帯への資産移転 等               |                                  | △      |
| 【地方税】 固定資産税制度に係る申告事務手続の効率化に資するシステム構築 等     |                                  |        |
| 【納税環境整備 他】 申告書閲覧サービス、カーボンプライシング 等          |                                  | ◎(※)、△ |
| 【国際税制】 GAARではなく個別要件規定による租税回避対応 等           |                                  | ○      |
| 【災害対応税制】 地方自治体での災害税制専担者の育成 等               |                                  |        |
| <b>■税制改正建議項目</b>                           |                                  |        |
| 所得税  | 1. 医療費控除及び寡婦（寡夫）控除の見直しと年少扶養控除の復活 |        |
|  | (1) 医療費控除                        |        |
|  | (2) 寡婦（寡夫）控除                     | ◎      |
| 中小法人税制                                     | (3) 年少扶養控除                       |        |
|  | 2. 業務用不動産の譲渡損失の他の所得との損益通算制度の見直し  |        |
|  | 3. 事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等の対象拡大  |        |
| 法人税  | 4. 繰越欠損金の100%控除制度の維持             |        |
|  | 5. 減価償却における定率法と定額法の選択適用の維持       |        |
|  | 6. 研究開発税制の見直し                    |        |
|  | 7. 同族会社の留保金課税制度の廃止               |        |
|  | 8. 受取配当等の全額益金不算入                 |        |
|  | 9. 確定決算主義の尊重と役員給与に係る損金算入規定等の見直し  |        |
|  | (1) 役員給与                         |        |
| (2) 退職給付引当金・賞与引当金                          |                                  |        |
| 消費税  | (3) 貸倒引当金                        |        |
|  | 10. 少額減価償却資産の取得価額基準の引上げ          |        |
|  | 11. 公益法人等に対する課税の見直し              |        |
|  | 12. 交際費等の損金不算入制度の見直し             |        |
| 消費税  | 13. 基準期間制度の廃止、小規模事業者の申告不要制度の創設   |        |
|  | 14. 非課税取引の範囲の見直し                 |        |
|  | 15. 簡易課税制度の見直し                   |        |
|  | 16. 仕入税額控除制度における「95%ルール」の適用要件緩和  |        |



| 建 議 項 目         |                                       | 分 類 |
|-----------------|---------------------------------------|-----|
| 相続税<br>・<br>贈与税 | 17. 取引相場のない株式等の評価の適正化                 |     |
|                 | 18. 相続税の更正の請求に関する特則事由の見直し             |     |
|                 | 19. 連帯納付義務の廃止                         |     |
|                 | 20. 相続時精算課税制度の見直し                     |     |
|                 | (1) 小規模宅地等の特例の適用                      |     |
|                 | (2) 特定贈与者の死亡以前に相続時精算課税適用者が死亡した場合の課税関係 |     |
| 地方税             | 21. 償却資産に係る固定資産税制度の抜本的見直し             |     |
|                 | (1) 申告期限の見直し                          |     |
|                 | (2) 申告事務手続の効率化に資するシステムの構築             | △   |
|                 | (3) 設備投資の促進及び事務負担の簡素化のための見直し          |     |
|                 | 22. 個人住民税における上場株式等の配当所得等に係る申告手続の簡素化   |     |
|                 | 23. 個人住民税における出国年に係る所得への課税の検討          |     |
|                 | 24. 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外措置の廃止        | △   |
|                 | 25. 個人事業税の課税対象事業及び税率の見直し              |     |
| 納環境<br>整備       | 26. 税務手続の電子化推進のための環境整備                |     |
|                 | (1) マイナポータルと e-Tax の連携                |     |
|                 | (2) 支払調書制度の見直し                        |     |
|                 | (3) 電子帳簿等保存制度の普及                      | ○   |
|                 | (4) 各税法における電子申告の位置付けの見直し              |     |
|                 | (5) システム面の対応                          |     |
|                 | (6) 納税のキャッシュレス化への対応                   |     |
|                 | (7) 税理士の署名押印義務の電子化対応                  |     |
|                 | 27. 個人番号制度の見直しと個人事業者番号の導入             |     |
|                 | 28. 財産債務調書の提出期限等の見直し                  |     |
| 国際<br>税制        | 29. 相続税に関する租税条約の締結                    |     |
|                 | 30. 外国税額控除における控除限度超過額等の繰越期間の延長        |     |
| 震災対<br>応税制      | 31. 災害損失特別勘定の損金及び益金算入に関する適用要件緩和       |     |
|                 | 32. 東日本大震災に係る震災特例法の追加措置               |     |
|                 | (1) 原子力損害賠償制度による収入と損失の平準化等の措置         |     |
|                 | (2) 東日本大震災復興特別区域法の適用要件の緩和             | △   |

(※) 税制改正大綱記載事項ではなく、国税庁における運用の変更によるものも含む。

**[参考] 建議書以外の要望事項等で大綱に取り上げられた項目**

|           |  |   |
|-----------|--|---|
| 法人税       | 連結納税制度の見直し（政府税制調査会（連結納税制度に関する専門家会合）での神津会長の発言）              | ◎ |
| 納環境<br>整備 | 納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化（政府税制調査会（納税環境整備に関する専門家会合）での神津会長の発言） | ◎ |
|           | 添付書類等のイメージデータによる送信について改善を図ること（電子申告に関する要望事項 e-Tax 編）        | △ |
|           | 電子納税・ダイレクト納付について改善を図ること（電子申告に関する要望事項 e-Tax 編）              | ○ |
|           | e-Tax で利用可能な税目を拡大すること（電子申告に関する要望事項 e-Tax 編）                | △ |
|           | 地方税共通納税システムについて利便性を向上させること（電子申告に関する要望事項 eLTAX 編）           | ○ |

# 税理士による国会議員等後援会一覧

令和2年4月1日現在  
(順不同・敬称略)

## ■国会議員 (※「選挙区等」は前回選挙における当選選挙区を示す。)

| 後援会名             | 所属政党 | 選挙区等         | 事務所      |                          |              | 後援会長  | 幹事長   |
|------------------|------|--------------|----------|--------------------------|--------------|-------|-------|
|                  |      |              | 〒        | 住所                       | TEL          |       |       |
| 税理士による岸田文雄後援会    | 自民   | 広島1区         | 730-0003 | 広島市中区白島九軒町1-14           | 082-227-3052 | 山中 正敏 | 神田 敏治 |
| 税理士による平口 洋後援会    | 自民   | 広島2区         | 730-0051 | 広島市中区大手町3丁目3-6-202       | 082-245-1928 | 原田 啓吾 | 加賀田佳男 |
| 税理士による寺田 稔後援会    | 自民   | 広島5区         | 737-0143 | 呉市広白石1丁目1-6              | 0823-74-2177 | 山田 毅美 | 福島慎太郎 |
| 税理士による佐藤公治後援会    | 無所属  | 広島6区         | 722-0014 | 尾道市新浜2丁目2-21             | 0848-23-3466 | 岡村三千男 | 瀬尾 暁史 |
| 税理士による小林史明後援会    | 自民   | 広島7区         | 726-0013 | 府中市高木町449-4              | 0847-45-5702 | 定金 孝幸 | 占部 圭祐 |
| 税理士による高村正大後援会    | 自民   | 山口1区         | 745-0807 | 周南市城ヶ丘2丁目1-31            | 0834-28-3311 | 松田 明  | 合田 賢治 |
| 税理士による岸 信夫後援会    | 自民   | 山口2区         | 740-0017 | 岩国市今津町1-9-30<br>錦ビル3F    | 0827-24-4030 | 北村 和幸 | 柳井 卓正 |
| 税理士による河村建夫後援会    | 自民   | 山口3区         | 755-0026 | 宇部市松山町2丁目7-15            | 0836-31-7950 | 原田 鉄也 | 権藤 和幸 |
| 税理士による安倍晋三後援会    | 自民   | 山口4区         | 751-0855 | 下関市稗田西町16-1              | 083-252-1960 | 石光 孝英 | 杉本 康平 |
| 税理士によるあいさわ一郎後援会  | 自民   | 岡山1区         | 700-0028 | 岡山市北区絵図町3-15             | 086-252-3961 | 田中 一宏 | 岸本 充博 |
| 税理士による山下たかし後援会   | 自民   | 岡山2区         | 700-0907 | 岡山市北区下石井2丁目8-6           | 086-222-7830 | 横山 雅一 | 中川 健一 |
| 税理士による橋本 岳後援会    | 自民   | 岡山4区         | 710-0824 | 倉敷市白楽町249-5<br>倉敷商工会館内   | 086-425-7290 | 妹尾 盛司 | 大内 和明 |
| 税理士による加藤勝信後援会    | 自民   | 岡山5区         | 714-0081 | 笠岡市笠岡5106                | 0865-62-2613 | 江原 和之 | 岡本 章  |
| 税理士による石破 茂後援会    | 自民   | 鳥取1区         | 680-0846 | 鳥取市扇町54                  | 0857-22-0525 | 葉狩 弘一 | 録澤 哲雄 |
| 税理士による赤沢りょうせい後援会 | 自民   | 鳥取2区         | 683-0052 | 米子市博労町4丁目356<br>山本会計ビル3F | 0859-32-4795 | 松本 正福 | 中村 剛士 |
| 税理士による細田博之後援会    | 自民   | 島根1区         | 690-0825 | 松江市学園2丁目18-27            | 0852-26-1360 | 矢尾井敏廣 | 田中 真  |
| 税理士による竹下 亘後援会    | 自民   | 島根2区         | 693-0002 | 出雲市今市町北本町5丁目4-28         | 0853-21-4030 | 重本 泰徳 | 糸賀 巧  |
| 税理士による斉藤鉄夫後援会    | 公明   | 比例区          | 732-0811 | 広島市南区段原2丁目4-16           | 082-262-1024 | 大西 龍夫 | 西山 健三 |
| 税理士による宮沢洋一後援会    | 自民   | 参議院・広島       | 721-0973 | 福山市南蔵王町1丁目11-12-101      | 084-926-0034 | 齋藤 慎悟 | 若松 繁夫 |
| 税理士による林 芳正後援会    | 自民   | 参議院・山口       | 750-0081 | 下関市彦島角倉町3丁目16-12         | 083-266-4009 | 中尾 友昭 | 藤上 博之 |
| 税理士による江島 潔後援会    | 自民   | 参議院・山口       | 742-0417 | 岩国市周東町下久原411-4           | 0827-84-3694 | 藤中 秀幸 | 坂井 孝義 |
| 税理士によるまいたち昇治後援会  | 自民   | 参議院・鳥取<br>島根 | 683-0052 | 米子市博労町4丁目356<br>山本会計ビル3F | 0859-32-4795 | 鶴田 和彦 | 山本 博敏 |
| 税理士による青木一彦後援会    | 自民   | 参議院・鳥取<br>島根 | 693-0014 | 出雲市武志町1017               | 0853-21-4539 | 細木 貞彦 | 安原 満  |
| 税理士による片山さつき後援会   | 自民   | 参議院比例        | 735-0012 | 安芸郡府中町八幡1丁目4-28          | 082-284-5714 | 田村 好孝 | 椎野 年雅 |
| 税理士による片山虎之助後援会   | 維新   | 参議院比例        | 700-0816 | 岡山市北区富田町1丁目9-19          | 086-222-5913 | 国富 檀雄 | 姫井 繁彦 |

## ■地方公共団体

|                |     |       |          |                                 |              |       |       |
|----------------|-----|-------|----------|---------------------------------|--------------|-------|-------|
| 税理士によるゆざき英彦後援会 | 無所属 | 広島県知事 | 731-0101 | 広島市安佐南区八木二丁目12-34<br>税理士法人上原会計内 | 082-873-3731 | 川本 泰清 | 上原 博行 |
| 税理士による村岡嗣政後援会  | 無所属 | 山口県知事 | 740-0017 | 岩国市今津町1-9-30<br>錦ビル3F           | 0827-24-4030 | 藤中 秀幸 | 柳井 卓正 |
| 税理士による松井一實後援会  | 無所属 | 広島市長  | 730-0002 | 広島市中区白島中町9-13                   | 082-227-8882 | 杉山 文成 | 大場 史郎 |
| 税理士による伊木たかし後援会 | 無所属 | 米子市長  | 683-0052 | 米子市博労町4丁目356<br>山本会計ビル3F        | 0859-32-4795 | 中村 剛士 | 播磨 光広 |

## ■非現職 (※「選挙区等」は前回選挙における出馬選挙区を示す。)

|               |    |        |          |                 |              |       |       |
|---------------|----|--------|----------|-----------------|--------------|-------|-------|
| 税理士による溝手顕正後援会 | 自民 | 参議院・広島 | 730-0052 | 広島市中区千田町2丁目2-11 | 082-242-0090 | 中川 郁夫 | 岡田 英明 |
|---------------|----|--------|----------|-----------------|--------------|-------|-------|

## 中国税理士政治連盟役員名簿

令和元年9月

| 役 職 名     |           | 氏 名   |  |
|-----------|-----------|---|--|
| 会 長       |           | 重 近 實   |  |
| 副 会 長     |           | 藤 中 秀 幸<br>富 山 敬 介<br>細 木 貞 彦                       | 伊 藤 博 文<br>中 尾 修 治 郎                                 |
| 総 務       |           | 海老澤 孝 公<br>田 中 一 宏                                  | 松 田 明  |
| 幹 事 長     |           | 井 上 博 夫   |  |
| 副 幹 事 長   |           | 篠 原 敦 子<br>梶 房 健 介<br>糸 賀 巧                         | 柳 井 卓 正<br>岸 本 信 一                                   |
| 幹 事       |           | 高 橋 誠<br>山 崎 安 五<br>荒 神 五 師                         | 中 原 教 明<br>岡 本 倫                                     |
| 委 員 会     | 政 策 委 員 会 | 委員長 高 橋 誠   | 副委員長 藤 本 広 司<br>委員 藤 垣 中 康<br>委員 森 脇 健 俊             |
|           | 財 務 委 員 会 | 委員長 中 原 教   | 副委員長 山 本 忠 生<br>委員 藤 野 照 子                           |
|           | 組 織 委 員 会 | 委員長 山 崎 安 造   | 副委員長 若 松 繁 夫<br>委員 岸 本 充 博                           |
|           | 広 報 委 員 会 | 委員長 岡 本 倫 明   | 副委員長 國 平 敏 朗<br>委員 杉 本 部 芳 樹<br>委員 楠 部 誠             |
|           | 後援会対策委員会  | 委員長 荒 神 五 師   | 副委員長 矢 尾 井 敏 廣<br>委員 小 泉 尚 志<br>委員 森 末 英 男<br>委員 小 谷 |
| 会 計 監 事   |           | 毛利山 正 行<br>三 宅 典 夫<br>川 上 眞 次                       | 星 野 泰 輝<br>岩 倉 恭 司                                   |
| 会 計 責 任 者 |           | 中 原 教   |  |
| 推 薦 審 査 会 |           | 委員長 藤 中 秀 幸<br>委員 富 山 敬 介<br>委員 細 木 貞 彦<br>委員 重 近 實 | 副委員長 伊 藤 博 文<br>中 尾 修 治 郎<br>井 上 博 夫                 |
| 顧 問       |           | 小早川 隆 幸<br>国 富 檀 雄<br>原 田 啓 吾<br>杉 山 文 成            | 島 原 順 良<br>久 保 雅 典<br>灘 博 明                          |
| 相 談 役     |           | 齋 藤 慎 悟<br>桑 原 一 男<br>尾 添 憲                         | 石 高 雅 美<br>松 本 正 福                                   |



詳細は中国税理士協同組合ホームページをご覧ください  
申込締切 2020年6月30日(火)

里海・里山めぐり  
能登半島・金沢・奥飛騨  
4日間の旅

36年連続日本1位の宿  
加賀屋に泊まる

プロが選ぶ日本の旅館

全景イメージ

イメージ

客室イメージ

花神の湯 / 大浴場イメージ

恵比寿の湯 / 空中露天風呂イメージ

旅行期間：2020年9月17日(木)  
～9月20日(日)

基本代金：199,000円

中国税理士協同組合からの補助金  
ゴールドサポートメンバー 2万円 サポートメンバー 1万円

イベント企画 中国税理士協同組合 福利厚生事業部  
旅行企画実施 株式会社日本旅行 広島支店

## 人間ドックを受けましょう！

健康だから仕事ができる  
皆様の健康管理のお手伝い

人間ドックを受診された方に  
助成金を交付します

人間ドック、健康診断、脳ドック、PET 検診、地域の特定健康診査・特定検診  
を受けた方は、受診から3カ月以内に、「健康管理助成金申請書」に領収書（写）  
（受診者名、受診費用、受診日、受診検査項目、受診医療機関名がわかる書面）  
を添付して、中国税理士協同組合に請求してください。1事業年度に1回、受診  
費用（実費）と1万円のいずれか少ない金額を上限として交付します。

※「健康管理助成金申請書」は、中国税理士協同組合 HP からダウンロードできます。  
組合員専用ページ（ユーザ名「kyoudou」パスワード「kumiai2」）  
→ 福利厚生(共済)案内 → 健康管理助成金制度

～ 中国税理士協同組合は、人間ドックの定期受診を推奨します ～



中小企業経営者の  
みなさまへ

国が準備したセーフティネット

# 安心の材料をご提供します。

## 小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 **経営者のための退職金制度**  
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 **掛金は全額所得控除**  
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 **受取時も税制メリット**  
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

＼他にもこんな特徴があります。／

**契約者貸付けの  
利用が可能**

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

**共済金の受給権は  
差押禁止**

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

退職金の準備を  
中小機構が  
お手伝いします



## 経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 **掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け**  
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。
- 2 **貸付条件は無担保・無保証人**  
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 **掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に**  
掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の倒産から  
会社を守る制度です！



※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

Be a Great Small.  
中小機構

共済相談室 TEL:050-5541-7171

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

検索

お問い合わせ 中国税理士協同組合  
TEL: 082-246-0088



# 事業資金は **税理士紹介ローン** マル税ローンで

① 税 ローンとは

中国税理士協同組合に加入している  
税理士と日本公庫国民生活事業が  
連携して、「3つのS」でお客様を  
バックアップする仕組みです。



顧問税理士と  
日本政策金融公庫国民生活事業が  
**3つのSで**  
**バックアップ!**

**Speedy** 迅速な対応  
**Simple** 簡単な手続き  
**Satisfy** 満足のいく条件

中国税理士協同組合



日本政策金融公庫 国民生活事業

## メールマガジン配信登録のお願い

中国税理士協同組合メールマガジンでは、新刊書籍・行事予定・お得なキャンペーン等々、役立つ情報を配信しています。

ぜひご登録をお願いします！

※すでにご登録いただいている場合はご記入いただく必要はございません。

### 登録方法

下記のQRコードから登録ページに飛び、必要事項を入力してください。

※ユーザー名「cpta」、パスワード「cpta」



または、  
以下の欄に氏名・アドレスを記入し、中税協あてにFAX送信してください。

|         |   |
|---------|---|
| カナ      |   |
| 氏名      |   |
| メールアドレス | @ |

☞ FAX送信先 中国税理士協同組合  
082-245-8377

新型コロナウイルス一色である。令和初の国難となった。おかげで、長女の高校の卒業式も大学の入学式も廃止されてしまった。

最近、あまりにもコロナ関連の報道や記事が多いため、自分の知識も増えた。

まとめると以下になる。  
 ・今回の騒動は、歴史で把握できる中では五回目の大流行である。過去四回のうち、二回は中国から発生していることが確認されている。  
 ・コロナウイルスは蝙蝠（コウモリ）が持っているが、蝙蝠から人への感染はない。豚を介して人に感染し、人から人に罹患する。なお、豚はコロナウイルスに感染しても、発症しないことが多い。

・空気から感染するよりも、食物を通して感染するほうが重症化しやすい（らしい）。  
 ・生きている動物や人が多く集まる中国の市場などが、感染源になりやすい。  
 ・当初、気温が高くなると終息するといわれていたが、怪しくなった。  
 今回わかったのは、官邸主導の今日とはいいながら、疫病については官僚主導の対応であることだ。行政主導でPCR検査をおこなっているため、検査を

受けた人が受けられない事態となっており、これが蔓延の原因の一つではないかと思われる。自費でもよいので民間の検査会社をもっと活用してはどうか。  
 一日も早く安心して暮らせる社会に戻ることを祈念して。

岡本 倫明

冬来たりなば春遠からじ

暖かい日が数日続く、今日この頃である。確定申告もコロナウイルスの関係で、一か月申告期限が伸びた。ゆっくりできると思っていたが、結構忙しい。

この間、次のような言葉が連日報道された。中国武漢・新型コロナウイルス・感染拡大・世界的大流行・「ダイヤモンド・プリンセス」・パンデミック・クラスター・オーバーシュート・ロックダウン・マスク不足・マスク転売禁止・中止・休校・無観客試合・株安・経済不安・医療崩壊・オリンピック延期など。

ウイルスと聞いたとき、九年前の福島原発のメルトダウンによる放射能放出と同じ感覚を持った。目に見えない、いつ終わるともわからない物の恐怖、皆が疑心暗鬼になってしまう。

顧問先の旅行会社は三月、四月前半の旅行予約はすべてキャンセル。病院は一〜二割の患者が少なくなっている。また、入院患者の面会はすべて断っている

受けた人が受けられない事態となっており、これが蔓延の原因の一つではないかと思われる。自費でもよいので民間の検査会社をもっと活用してはどうか。  
 一日も早く安心して暮らせる社会に戻ることを祈念して。

岡本 倫明

冬来たりなば春遠からじ

暖かい日が数日続く、今日この頃である。確定申告もコロナウイルスの関係で、一か月申告期限が伸びた。ゆっくりできると思っていたが、結構忙しい。

この間、次のような言葉が連日報道された。中国武漢・新型コロナウイルス・感染拡大・世界的大流行・「ダイヤモンド・プリンセス」・パンデミック・クラスター・オーバーシュート・ロックダウン・マスク不足・マスク転売禁止・中止・休校・無観客試合・株安・経済不安・医療崩壊・オリンピック延期など。

ウイルスと聞いたとき、九年前の福島原発のメルトダウンによる放射能放出と同じ感覚を持った。目に見えない、いつ終わるともわからない物の恐怖、皆が疑心暗鬼になってしまう。

扱いても、常時使用する従業員の人数で分かれています。この部分を公庫の方に尋ねると、正社員の考え方は、公庫の見解と利子補給する官公庁とは、違うかもしれないとのことでした（二〇二〇年三月二十四日・現在）。なので、利子補給をいらんだ申請をする際、売上高二〇%以上下落した場合、申請するように指導しております。

杉本 芳樹

現在、新型コロナウイルスで、取り巻く環境がガラッと変わりました。まず、研修会がことごとく飛びました。部会も同様です。消耗品の購入も難しくなりました。ネットで買っていたティッシュやアルコールも在庫切れです。三月に入り、関与先の売上減少により、資金繰りが悪化し始めたので、日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付を提案し、融資の申請の支援をしております。関与先からは、そういった支援の問い合わせも増えました。実務をやっている立場から言わせていただきますと、政府の発表がいち早く出ますが、実務に届くまで、時間がかかるので、問い合わせが来ても答えることができないのが実情です。

無利子化・利子補給についても、小規模事業者と中小企業者の取扱いも、常時使用する従業員の人数で分かれています。この部分を公庫の方に尋ねると、正社員の考え方は、公庫の見解と利子補給する官公庁とは、違うかもしれないとのことでした（二〇二〇年三月二十四日・現在）。なので、利子補給をいらんだ申請をする際、売上高二〇%以上下落した場合、申請するように指導しております。

楠部 誠